

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27 年－ 22 (27. 9. 4)	福祉保健	<p>原子力防災における安定ヨウ素剤の事前配布及び国への意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後の東京電力株式会社福島第一原発事故により、高濃度の放射性物質が広範囲に拡散し、周辺地域では、住民避難において大混乱を引き起こした。この事態を振り返った時、特に深く反省すべき点のひとつとして、安定ヨウ素剤の備蓄がありながら、服用のための配布がほとんどなされなかったことがあげられる。</p> <p>事故後、新たに「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)に指定された鳥取県・米子市・境港市では、島根原発事故に備えて、避難計画を作成し、その様々な方策の中に、一次集結所などへの安定ヨウ素剤の備蓄も含まれている。</p> <p>この安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを阻止し、将来甲状腺がんなどの発症を防ぐことができる。また、チェルノブイリ原発事故等による知見から、この放射性ヨウ素による被ばくの影響(甲状腺がん発症)は、年齢が低いほど、より大きいことがわかっている。</p> <p>この時、服用の効果は、平成 25 年に原子力規制庁から出された文書によると、最も効果的な服用基準は、放射性プルーム(放射性雲)通過直前又は直後であり、放射性ヨウ素吸入・摂取後 24 時間以降では、ほとんど効果がないとされている。</p> <p>福島第一原発事故では、各地のモニタリングポストの値や放射性物質拡散シミュレーションシステム(SPEEDI)のデータは公表されず、放射性ヨウ素を含む放射性プルームがいつ、どのくらい通過するという情報を住民は知ることができなかった。</p> <p>鳥取県の広域住民避難計画では、避難指示が出るのは、放射性物質の空間線量率が 1 時間あたり 500 マイクロシーベルト(通常 5000 ～ 10000 倍の値)という状態であるので、避難途上において住民が摂取・吸入する危険が大きく、その後の服用では、せっかくの効果は低下する可能性が高いと考えられる。</p>	安定ヨウ素剤の事前配布を求める会 代表者 山中幸子

また、複合災害を考慮すると、安定ヨウ素剤が保管してある第一次集結所までの道路状況や建物の状態によっては、避難指示が出ても屋内退避をせざるをえない場合、入手することが困難になる。

以上により、第一次集結所などへの保管はもちろん必要であるが、十分な説明を聞いた後、各家庭に事前配布し、保管することが必要不可欠と考える。

島根原発の地元である島根県では、原発から5 kmまでの「予防的防護措置を準備する区域」(PAZ)の全住民だけでなく、原発から30 kmまでのUPZ内の希望者への安定ヨウ素剤の配布を決定している。鳥取県においても、原子力防災の方策として、安定ヨウ素剤の事前配布を求める。

▶陳情事項

- ①鳥取県内の住民に安定ヨウ素剤を事前に配布することを求める。その場合、使用期限も考慮し、少なくとも数年に1回程度、再配布の度に十分な説明会を行うことを求める。
- ②乳幼児への影響を考えると、3歳未満の子どもへの事前配布が大変重要である。早急に簡易シロップ剤などを開発し、事前配布を可能にすることを国に求める意見書を提出すること。